

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2-8 <u>特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金</u></p> <p><u>平成10年6月8日大蔵省告示第228号第4条第1項第1号から第3号までに規定する「国際機関」とは、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年3月19日大蔵省令第29号）第14条第5項に規定する別紙様式第34号中に掲げる国際機関をいうものとする。</u></p>	<p>Ⅲ-2-8 削除</p>